

## 資料編



## ■能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日  
告示第 209 号

### (設置)

第 1 条 本市が行う老人福祉及び介護保険施策を円滑に推進し、活力ある高齢社会の実現を図るため、能代市活力ある高齢化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 20 告示 47・一部改正)

### (所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 法第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、第 78 条の 2 第 7 項、第 78 条の 4 第 6 項、第 115 条の 12 第 5 項、第 115 条の 14 第 6 項及び第 115 条の 22 第 4 項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 法第 115 条の 46 の規定に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営協議に関する次に掲げる事項
  - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
  - イ センターの運営、評価に関すること。
  - ウ センターの職員の確保に関すること。
  - エ 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活力ある高齢社会の実現に向けて必要と認める事項に関すること。

(平 20 告示 47・平 21 告示 76・平 24 告示 58・平成 30 告示 133・一部改正)

### (委員)

第 3 条 委員会の委員は 16 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、3 年以内とし、再任を妨げない。

(平 21 告示 76・一部改正)

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第 2 条第 3 号に掲げる事項のうち、法第 78 条の 2 第 7 項、第 115 条の 12 第 5 項及び第 115 条の 22 第 4 項に関する会議並びに第 2 条第 4 号アに関する会議において、関係する法人又は団体の役員

若しくは構成員である委員は、その委員会の会議に出席することができない。

(平 21 告示 76・平 24 告示 58・平 30 告示 130・一部改正)

(部会)

第 6 条 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員の一部により構成される部会を置き、第 2 条の所掌事項の一部を行わせることができる。

2 部会の委員構成、所掌事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

(平 21 告示 76・追加)

(有識者等の意見聴取)

第 6 条の 2 委員会又は部会において必要と認めるときは、委員会又は部会の会議に有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 22 告示 3・追加)

(秘密保持)

第 7 条 委員(前条の有識者等を含む。以下同じ。)は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(平 21 告示 76・旧第 6 条線下、平 22 告示 3・一部改正)

(謝金)

第 8 条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(平 21 告示 76・旧第 7 条線下)

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(平 20 告示 47・一部改正、平 21 告示 76・旧第 8 条線下)

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 21 告示 76・旧第 9 条線下)

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 47 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 27 日告示第 3 号)

この告示は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 58 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 13 日告示第 133 号)

この告示は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

## ■能代市活力ある高齢化推進委員会名簿

(平成30年8月31日～令和3年7月31日)

分野	団体名等	氏名	備考
介護保険の 被保険者 (5名)	能代市老人クラブ連合会	小 林 一 成	
	能代市連合婦人会	芦 名 早 苗	
	能代市自治会連合協議会	渡 邊 耕 佑	
	二ツ井地区区長連絡協議会	畠 山 隆 久	
	能代市ボランティア連絡協議会	小 林 寛	
介護サービス 及び介護予防 サービス事業者 (2名)	秋田県県北地区介護支援専門員協会	松 田 進	
	秋田県県北地区介護支援専門員協会	新 田 雅 紀	
地域における 保健・医療・ 福祉関係者 (8名)	山本地域振興局福祉環境部次長 山本福祉事務所長	鈴 木 弘 哉	
	能代市健康推進員協議会	佐 藤 成 子	
	能代市山本郡医師会	織 田 尚 明	委員長
	能代市山本郡歯科医師会	横 山 知 彦	
	能代山本薬剤師会	田 口 和 義	
	能代市民生委員児童委員協議会	土 崎 博 之	
	能代市社会福祉協議会	芳 賀 郁 子	
	看護協会能代・山本地区支部	佐 藤 ひとみ	
学識経験者 (1名)	(財)介護労働安定センター秋田支部	安 部 美恵子	副委員長



---

**能代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画**

---

令和3年3月発行

編	集	能代市市民福祉部長寿いきがい課
発	行	能代市
〒016-8501		能代市上町1番3号
	TEL	0185-89-2157
	FAX	0185-89-1791
	e-mail	tyoju@city.noshiro.lg.jp

---